

平成24年度第2回熊本県環境影響評価審査会

議 事 概 要

1 日 時

平成25年3月4日（月）午前10時から正午まで

2 場 所

県庁行政棟新館8階職員研修室

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

井上委員、大坪委員、副島委員、田中綾子委員、田中均委員、高野委員、中村委員、逸見委員、三角委員、皆川委員、村上委員、山本委員（15人中12人出席）

(2) 事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課）

清田課長、上村課長補佐、橋本課長補佐、廣畑主幹、守江主任主事

(3) 都市計画決定権者等

6人

(4) 傍聴者等

傍聴者なし、報道関係者なし

4 議 題

「(仮称) 嘉島東部台地土地区画整理事業」環境影響評価準備書について

5 議事概要

(仮称) 嘉島東部台地土地区画整理事業 環境影響評価準備書について、事務局（環境保全課）から、今回の事業概要と熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明。その後、審査会意見（案）について審議が行われた。審議の内容については、以下のとおり。

委 員

それでは各意見の審議に入りたいと思う。意見の一つ一つを検討していくには時間もなく、中には単純な記載ミスに関するものもあるので、基本的にはページごとに進めて行きたいと思う。

1ページだが、まず、提出委員の意見を聞くこととしたい。最初の意見は私の意見であるので後回しにするとして、次の意見の提出委員

である〇〇委員、これで結構か。

委員 これです結構である。

委員 私のこの意見はどちらかという要望であり、資料の後の方でも、例えば街路樹が何だとか、それから公園はどうするのかとかという意見が多く出されている。少なくとも今回の事業が、これまでのアセス案件に比べてかなり融通が利く事業であることを踏まえて、地権者がある区域は仕方ないが、そういうものがない公園等、事業者が勘案できる区域については、できるだけ書いてほしいというのが意見である。そのため、文面としてはこれで結構である。

他の委員で1ページについて意見があれば、お願いしたい。よろしいか。それでは2ページに行きたい。2ページは、大気環境だが、〇〇委員、どうぞ。

委員 文字が間違っているところがある。私が間違っただのか分からないが、「当価騒音レベル」は、「当」という字ではなく「等」という字である。まずは2つ目（下段）の提出意見にあるが、それが2ヶ所ほどある。どこか他にもあるかもしれない。

内容的にはこれで結構かと思う。

委員 訂正はよろしいか。

事務局 もう一度お願いしたい。

委員 もう一度よろしいか。

委員 2ページ目の2段目の欄の一番左側、提出意見の一番下のところだが、「走行による当課」、「当たる価」と書いてあるところを「等しい価」、「等価」というように修正してほしい。また、そのまま右の方に行って、審査会意見の一番上、留意事項の下のところに、同じく「自動車の走行による当価」、「当たる」とあるので「等しい」という字に修正してほしい。

事務局 了解した。

委員 他の委員で意見があればお願いしたい。よろしいか。それでは、3ページに行きたい。〇〇委員、どうか。

委員 非常に細かいところばかりだが、事業者見解のように修正してもらえれば良いと思う。

委員 他の委員で3ページに関して何かあればお願いしたい。
ないようであれば、4ページに行きたい。4ページ以降は、水環境が続くのだが、まず4ページについて検討したい。意見を出しているのは、〇〇委員、〇〇委員だが、〇〇委員、意見があればお願いしたい。

委員 嘉島町は豊かで清冽な地下水というのが売りだと思うのだが、今回の準備書では、かなり汚染された状況であるというデータが示されているので、評価書を書かれる際にはその点は十分留意してほしい。これは要望である。
あと一つ。私の意見に対する事業者見解として「大腸菌群として、評価書を修正します。」とあるが、水道水質基準に「大腸菌群」はないので、「一般細菌」での評価をお願いしたいと思う。

委員 事業者はよろしいか。

都市計画
決定権者 了解した。

委員 本日〇〇委員はご欠席だが、欠席の場合、事務局としてどのように対応するのか。後ほど、委員に確認するのか。

事務局 委員と連絡をとり、確認をとったうえで意見としたい。

委員 そのようにお願いしたい。
それでは5ページ、〇〇委員、意見があればお願いしたい。

委員 ちょっとよろしいか。

委員 どうぞ。

委員 先ほどの「大腸菌群数」というのは、水道水の基準にもあったのではないか。非常に重要な項目だと思うのだが、それで測定されているのであれば、「一般細菌」で評価するというのは、良くないのではないかと思うのだが。

- 委員 現在、「大腸菌」に変わっていなかったか。
- 委員 現在は「大腸菌群数」ではなく、「大腸菌」になっているか。
- 委員 確認してもらった方が良いのではないか。確か、つい最近変わったと思う。この間の水審議会でそのように話が出ていたので、事務局、確認してほしい。
- 事務局 それでは事務局の方で確認しておきたい。
- 委員 それでお願いしたい。それでは5ページ。〇〇委員は欠席なので、〇〇委員、意見等あるか。
- 委員 これで結構である。
- 委員 それでは、6ページに進みたい。6ページは「水環境」が続くが、〇〇委員、意見等何かあるか。
- 委員 個人の住宅、宅地に係わる事項なので、書き込むことは難しいと思うのだが、雨水浸透枳の設置だけではなくて、例えば舗装をしないとか、そういったものも個人の宅地で可能な雨水の浸透方法に含まれることになるので、雨水浸透枀だけ書くのではなく、もう少し、雨水浸透全体を考慮した形で記載すると良いと思う。例えば「雨水浸透枀等」というように「等」を入れるとか、そういったことをお願いしたい。
2番目の事項についてはこれで結構である。特にない。
- 委員 私のところだが、これは、おそらく事業者には聞かなければ分からないと思う。準備書には、下水をどのように処理するかを書いているだけで、嘉島浄化センターで処理することとその処理能力で十分だということについては書いてあったか。
- 都市計画
決定権者 準備書には記載していない。
- 委員 それは記載が必要だと思う。準備書を読んだ方が、事業区域の下水をどのように処理するのか、それからそこで十分処理できるのかというのが分からないと、準備書の評価ができない。準備書の後には評価書

になるが、記載しなければ評価書でも評価できないので、それは記載する必要があり、意見として書いた。

他の委員で6ページについて意見はあるか。

なければ、7ページに移動したい。〇〇委員、意見があればお願いしたい。

委員 特にない。

委員 他の委員の方で7ページ。よろしいか。

それでは、8ページ。「土壌に係わる環境その他の環境」で、地質、〇〇委員、意見があればお願いしたい。

委員 意見の文面はこれで良いと思うが、事業実施区域内の活断層というものの捉え方についての意見であり、是非お願いした。

委員 他の委員で、このページで何か意見あるか。よろしいか。

それでは、9ページについて、〇〇委員は欠席なので、〇〇委員、意見があればお願いしたい。よろしいか。

委員 よろしい。

委員 他の委員でこのページに関して何か意見あるか。よろしいか。

それでは、10ページに行きたい。欠席の〇〇委員の意見しかないが、どちらとも説明不足だという意見なので、これで結構である。

他の委員でこのページに関して意見はないか。

それでは、11ページに移りたい。〇〇委員、お願いしたい。

委員 結構である。

委員 よろしいか。他の委員、11ページに関して意見はないか。

それでは、12ページに行くが、13ページの前半、上の部分まで係わりがあるので、12ページと13ページまでまとめて検討する。意見を出しているのは、私と〇〇委員と〇〇委員だが、まず、〇〇委員、意見はないか。

委員 これで結構である。

委員 よろしいか。それでは、〇〇委員はどうか。

委員 移植先の検討ということだが、今までいろんな場面で希少種の移植ということを見てきたが、なかなか同じような生育が担保されないという状況があるので、現存地付近での保全を是非検討してほしい。

委員 よろしいか。私も同じ意見である。嘉島町とは全く関係ないのだが、例えばこの環境影響評価審査会が係わった対象事業として塩屋漁港があるが、この塩屋漁港において、環境影響評価が行われた事業の前に行われた以前の埋立ての時に、底生生物を戸馳島に移植したが、全部死んでいる。そのように、正直なところ、移植してうまくいった例はないので、安易に移植で済ませようというのは少し問題があるし、ここに書いているように、移植先の生物も迷惑することになる。アセスの場合には「移植すればいいだろう」ということになるが、それは、今後改めないと仕方ないと思う。そのため、新たにこの事業地内に環境を創成できないかというように書いた。要望でしかないのだが、十分考えていただくと有難いと思う。

他の委員で12ページ、13ページで。よろしいか。

それでは14ページに行きたい。〇〇委員、意見はないか。

委員 嘉島町の湧水地帯についてだが、意見の理由欄に書いているとおり、植物にしても、そこに生息する生き物にしても、地下水（湧水）による水環境に非常に依存しているところがあるので、それが損なわれないようにしてほしい。これは環境影響評価の範囲外のことも知れないが、今後の街づくり、どういう家が建ち、道路ができ、どのように街ができていくかによって、やはり、ここの湧水環境というか、水環境の保全が違っていく。非常に良い環境のところに作られる住宅地であるので、癒しのあるような、環境に優しいそういう街づくりを、是非、進めてほしいと思う。

委員 それでは14ページに関して、他の委員から意見はないか。
ないようであれば、15ページについて、〇〇委員、よろしいか。

委員 特にない。

委員 事業者に質問なのだが、地下水位のモニタリングは、幾つかの井戸あるいは湧き水の場所で、県が行っているのか。

都市計画 町の方で実施している。

決定権者

委員

県が行っている特定の場所ではないのか。

都市計画
決定権者

県のモニタリング状況については分からない。

委員

県の方で、毎年、幾つかは場所を変えながら、モニタリングを実施しているのではないのか。

事務局

それは確認させてほしい。

委員

各市町村で実施しているのではなくて、ほとんど県が実施しているように、以前、県の会議で聞いたことがある。水質について調査しているのは県が中心なので、多分県が調査しているのではないかと思う。今後のことにも係わってくるので、その辺は確認してほしい。

15ページだが、〇〇委員、よろしいか。

委員

結構である。

委員

他の委員はよろしいか。

委員

よろしいか。

委員

はい、どうぞ。

委員

地下水のモニタリングや湧水量等の把握は、地震とか活断層とか、そういった動きを予兆することがあるので、できたら継続的な観測をしてほしい。私が現地調査したところ、観測するには非常に適当な場所ではないかと思う。そういった湧水が汚濁する、あるいは水量が低下するといった現象で、大規模な地震を予知した事例が、中国等であるので、そういったことで役立ててほしいと思う。私の意見である。

委員

15ページについて他にないか。

委員

理由のところに書いているが、これまでに嘉島町一帯であった大きな事業、例えば、高速道路建設、サントリー工場の建設や工業団地の造成等の資料は全くないというように聞いている。今後、こういう開

発事業が続いていくと思うが、こういう工事をした時にどういふ変化をしたかとかいふような情報をどこかで把握して行かないと、その度その度に資料がないということで、このまま開発が進んでいくことが心配されるので、資料の蓄積についてお願いしたい。また、変化量を見ていくということも必要だと感じている。

委員 それでは、只今の件に関しては、県の方にある程度資料があるかと思うので調べておいてほしい。他に委員から意見はあるか。
 それでは、16ページについて、〇〇委員、意見があればどうぞ。

委員 〇〇委員と同じである。街づくりとか、そちらの方まで考えていかないと、湧水環境は保たれないので、やはりそこまで気をつけていただきたいというのが意見である。
 記載内容については、何も言うことはない。

委員 16ページで他の委員で何かあればお願いしたい。よろしいか。
 それでは、17ページに行きたいと思う。〇〇委員、〇〇委員、意見があればどうぞ。

委員 意見に書いているとおり、公園の量（面積）はどれぐらいが妥当かということだが、癒しのある街づくりということ、そして人にも生き物たちにもいいというような街づくりをするのであれば、緩衝地帯は少し広い方が良くと思う。

委員 〇〇委員はどうか。

委員 緩衝地帯として公園の緑地があるのだが、図で言えば左側というのか、そちらの方（西側）には緩衝地帯がない。そのため、なるべくそちらの方にも緩衝地帯を設けてもらいたい、という要望である。

委員 それは、重要なことだと思うので、事業者から見解を聞きたいと思う。私も他のところに書いたように同じ意見であり、特に、鳥とか哺乳類等は、グリーンベルトがないと要するに移動できないのである。事業区域内右側（東側）に公園が計画されているが、一番目の意見に書いたようにどういふ公園になるのか書かれていないので、もしかしたら、更地で滑り台があるような公園なのかもしれないと考えたら、例えば鳥が移動するとき点々と林があるとか、あるいは、街路樹がどれぐらい植わっているのかということは、相当重要になると思

う。しかし、その辺に関する記載がほとんどないので、どうなのかなと感じている。事業者から見解を聞きたい。

**都市計画
決定権者**

現時点では、まだ北東部の一号公園の設計に入っていないので、明確にすることはできないが、基本的には、北側斜面樹林地帯の環境の保護を考えているので、できる限り北側に大きな公園を配置したり、墓地等を配置したりして、できるだけ斜面樹林地帯の保護には努めてきている。そのため、これまで計画を変更してきたところではあるが、できれば今後は、樹林地帯と宅地との間にはどのみち高低差が生じることになるので、必然的に素法面の形成が必要になってくると思うので、できる限りそういったものを形成して、緩衝帯の代わりとして、できる限り活用していきたいと考えている。ただ、今の時点では、まだ、具体的にどうするかまでは明確にできないので、申し訳ないが、その点をご容赦願いたい。

委 員

分かった。他の委員から意見はないか。要望として書いてもらうような形になるのだが、こういう場合、16ページ、17ページに関しては、事務局としては、審議会意見として「配慮に努めること」と書くということか。

事 務 局

はい。審査会意見としては、「配慮に努めること」というような書きぶりになる。

委 員

要望するという形でよろしいか。
それでは、16ページ、17ページに関しては、特に意見がないようなので、18ページ「景観」についてだが、〇〇委員、意見があればどうぞ。

委 員

特にない。

委 員

他の委員から景観に関して意見があればどうぞ。よろしいか。
それでは、19ページに「人と自然との触れ合い」と書いてあるが、この部分で、〇〇委員、意見があればどうぞ。

委 員

この3つめの、大径木の樹種についての記載に関する意見についてだが、大径木をランドマークに位置付けているが、事業が実施されるときには、木自体はなくなるということなので、評価としては 一号公園のような場所にそういった活動の場というものを持ってきた方

が、人と自然の触れ合い活動の場としての評価としては、例えば場合によっては、評価が上がるというか、逆に触れ合いの場として活用しやすいというふうになったりする評価も出て来ると思うので、その辺りが少し疑問に思ったので意見を出した。

先ほども〇〇委員から発言があったように、非常に湧水も豊かで、自然環境も豊かな地域であるので、触れ合いの場としては非常に魅力的な場であるので、そういった公園の整備等によって、よりそういった活動を広げられるように、整備してもらえたらと思う。

委員 他の委員で意見はないか。このページについてはよろしいか。
それでは20ページの廃棄物に関して、〇〇委員、意見があればお願いしたい。

委員 この記載で結構だが、非常に抽象的なので分かりにくいかもしれないというのが2つ目（下段）の意見なのだが、環境の保全に関する施策との整合性というところに、廃棄物の抑制に関する記載だけで、リサイクルに関する色んな法令とか施策とかそういうものが記載されていないので、その点を追加してほしいという意図である。

事務局 文面としてはこれでよろしいか。

委員 事業者が分かるようであればそれで構わない。具体的に言うと、循環型社会形成推進法といった法律があるので、そういうものを入れるとか、県の目標、例えばリサイクル目標値がこれぐらいだとか、そういう目標を入れると、それに則ってリサイクルの推進を図るということになるので、一応、リサイクルできるだろうという評価ができる、という意図である。

委員 20ページについて、他に意見があればお願いしたい。よろしいか。
それでは最後の21ページ。〇〇委員、意見があればお願いしたい。

委員 私の意見はこのように書くしかないのではないかと思うのだが、事業者の見解を見てもう一度念を押しておきたいと思う。発掘調査というと響きは良いのだが、発掘調査も破壊であり、掘ってしまえばもう終わりなのである。そのため、本来ならば現時点で、発掘調査がまだ行われていない手つかずの部分をおのままで壊していいのかどうかということについて、検討できていなければならない。そうであるにも関わらず、その資料が全く出ていないということが問題なのである。

既に問題のある状況であるのに「将来的に報告書を作ります」では、本当はもう遅いのである。発掘調査はしながらも「こういうものが出たが、これは一般集落として潰していいのかどうか」という検証が大事なのであって、報告書をつくるのも当たり前なのだが、それ以前に、発掘調査という名の下に壊れる前に、この遺跡を壊していいかどうかをきちんと評価されなければならない。そのため、発掘調査しながらも情報開示は必要であり、過去に発掘しているものについては早急に情報開示をして、残されている遺跡が本当に壊しても良いものなのかどうか、一般の緊急調査のように壊しても良い遺跡なのかどうか、あるいは保存すべき遺跡なのかどうか、そのことが評価できる情報を一日も早く出してほしい。私はそのように思っている。

委 員 今の意見に関して、事業者から何かコメントを頂きたい。

**都市計画
決定権者** 委員のご指摘はごもっともと認識している。今まで調査した内容については、できる限り早急に、概報あるいは報告書を作成して、対外的な評価に持っていけるように努めたいと思っている。

委 員 この21ページに関して、他の委員から意見はないか。
ないようなので、これで全ページの審議が終わったのだが、さらに全体を通して、何か意見があればお願いしたい。全体を通しての意見の方が重要になるかもしれないが、書けない部分も結構あると思う。それぞれの意見について何か意見はないか。よろしいか。

先ほど〇〇委員も言われたが、どういう街を作るのかということを考えてもらわないといけないと思う。例えば地権者がいるとしても、最終的には、地権者が土地を売ってここにどんどん人が住んで住宅地になる。公園にしても3%以上であれば良いのであれば、50%でも構わないわけだから、そういう町としての、事業者としての姿勢がないと将来的にどういう町になるか、当然そこに住む人も環境が良くなければ住みたいとは思わないだろうから、そういう準備書や評価書に書けないような部分に関して、委員の皆さん、結構、意見を持っていると思うので、そこを留意して、今後、準備書を書き換えて評価書を作成してもらう必要があるかと思う。

他に意見がなければ、これで審議を終わるが、他の対象事業と異なり、街づくり（土地区画整理事業）というのは、事業者の融通が利くと思う。海岸そばでの事業の場合には土地も少ないので他にやりようがないのだが、今回の場合はかなり融通が利くと思うので、事業者として努力してほしいと思う。

これで審議を終了したいと思う。特に他に意見がなければ、これまで審議した内容を、事務局から説明のあった様式に整理して、会長名で審査会意見として知事に提出したいと思う。

※配付資料

- ①会議次第
- ②「（仮称）嘉島東部台地土地区画整理事業」環境影響評価準備書に対する審査会意見のとりまとめ（案）
- ④「〇〇〇事業」環境影響評価準備書に関する熊本県環境影響評価審査会意見（様式）
- ⑤参考資料
 - ・審査会意見形成に係る各委員の個別意見の取り扱いについて